

R6. 2. 27 松江市健康福祉部保健衛生課

1 パブリックコメント実施結果

- 実施期間：令和6年1月15日～2月13日
- 結果：意見なし

2 最終案における素案からの修正点（別添最終案のとおり）

- P11 第七 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

新	旧
<p>2 感染症に関する人材の養成及び資質の向上</p> <p>国立保健医療科学院や国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会等に保健所職員等を積極的に派遣するとともに、感染症に関する講習会の開催等により、保健所職員等に対する研修や訓練の充実を図り、その人材の活用等に努めます。<u>また、関係機関及び関係団体と連携した訓練の実施に努めます。</u></p>	<p>2 感染症に関する人材の養成及び資質の向上</p> <p>国立保健医療科学院や国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会等に保健所職員等を積極的に派遣するとともに、感染症に関する講習会の開催等により、保健所職員等に対する研修や訓練の充実を図り、その人材の活用等に努めます。</p>

※ 県医療審議会における意見を反映するもの

- P15 第十一 新興感染症に係る数値目標

新			旧		
区分	目標項目	目標値	区分	目標項目	目標値
検査体制	検査の実施能力	流行初期 ^{※1} ： (132件/日) 流行初期以降 ^{※2} ：(327件/日)	検査体制	検査の実施能力	流行初期： (132件/日) 流行初期以降： (327件/日)
略			略		
<p>※1 感染症法に基づく厚生労働大臣による新興感染症発生の公表後1か月</p> <p>※2 感染症法に基づく厚生労働大臣による新興感染症発生の公表後6か月以内</p>					

※流行初期及び流行初期以降の定義を追記

- その他、標記の統一等、内容に影響のない軽微な修正